

# 全養協通信

平成19年11月27日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

## 1. 社会保障審議会児童部会「社会的養護専門委員会」において

### 最終報告書(案)が提案される(11月22日)

#### ～施設におけるケア単位の小規模化・施設機能の見直し等を提言～

厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、11月22日(木)第5回委員会を開催し、事務局(家庭福祉課)から最終報告書(案)が提案されました。

第5回委員会・最終報告書(案)の主な概要等をお知らせします。(別紙 報告書(案)参照)

#### 「基本的考え方」(報告書案1ページ)

社会的養護に携わる関係者への敬意を述べた上で、現行の社会的養護体制の質・量が不足していること、拡充が急務の課題であることが記された。

諸外国と比較した日本の家族政策関連支出規模が低いことにふれた上で、社会的養護体制の拡充について、社会的資源の投入を明記した。

#### 「社会的養護体制の拡充のための具体的施策」(報告書案2ページ)

( 下線は全養協事務局)

「子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討」及び「このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分にふまえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討する必要がある。」

厚生労働省が来年度にかけて行うことを予定している「施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の調査研究の状況もあわせてふまえながら、本専門委員会において、その具体化に向けた検討をさらに進めていくこととする。」

#### 3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充(報告書案6ページ)

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)については、児童養護施設における高校進学率が9割となる等により、子どもが自立する年齢が上がってきている現状をふまえ、施設退

所者のうち、高校卒業後の者であっても一定期間自立に向けた支援を行うことが可能となるよう、満20歳未満の者まで対象を広げることを検討する。

## 5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策 (報告書案 8 ページ)

### 5 - (1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として、措置された子どもの権利擁護に関する事項を明確化するべきである。

同審議会が都道府県に対し、子どもの権利擁護に関し講ずるべき措置について意見を述べることができること等の仕組みを整備する。

都道府県児童福祉審議会の運用については、子どもの権利擁護に関する専門の部会を設置する等、各地域において、より同審議会がその役割を効果的に果たすことができるような工夫を行う必要がある。

### 5 - (3) 施設内虐待に対する対応

国が施設内虐待等に関する検証・調査研究を実施すること及び都道府県が施設内虐待等の状況について公表すること。

また、都道府県は、施設の運営改善に向け、第三者を含めた対策チームを設置して施設内虐待等が再び起こることのないよう助言、指導を継続して行う等の対応をする必要がある。その際、運営改善の取り組みが着実に進むよう当該施設やその法人はもとより、都道府県、児童相談所、関係団体のそれぞれが、その求められる役割を確実に果たすべきである。

## 6. 社会的養護体制の計画的整備 (報告書案 10 ページ)

都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のための計画を作成し、これを公表する。

国においては、都道府県が計画を策定するにあたって、地方自治体間の格差の解消を図るため、計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。

委員会の最後に、事務局（家庭福祉課）からは、今回の専門委員会であらためて社会的養護に関する課題整理ができたこと、早急に児童福祉法等の制度改正をすすめていくこと、また今後の国会の動きやスケジュールをふまえ、本委員会再開のタイミングを図っていくことが述べられました。

また柏女霊峰委員長からは、「委員会の議論の中でも、社会的養護については未だに理解されていない分野であり、最終報告書が出された後は、委員会委員も積極的に社会的養護の充実のために協力を進めてほしい」旨のまとめがありました。

本委員会で提案された最終報告書（案）については、今後柏女委員長と事務局（家庭福祉課）で文言を最終調整の上、近日中に最終報告書として公表することとしています。

## 2. 「子どもの虐待死を悼みいのちを讃える市民集会・パレード」開催(12月16日)

### ～児童養護施設関係者の積極的な参加を呼びかけます～

全養協では本年度事業計画において、子どもの最善の利益を保障するための施策の確立と財源確保のために世論喚起、ソーシャルアクションや市民ネットワーク等社会への協働活動(社会的なアピール、シンポジウムの開催等)への協力を推進することとしています。

こうした中、「オレンジリボン運動」の一環として、児童虐待防止全国ネットワーク(本年8月にNPO法人認証)が主催し、12月16日(日)、東京都内において標記の集会とパレードが開催されます。

全養協としては、子どもの最善の利益を保障するために、社会に対して虐待等を受けた子どもたちへのケアの現状と、児童養護施設の制度政策の拡充を訴え支持を広げていくことを目的に、この「市民集会・パレード」について、ソーシャルアクションとして積極的に取り組む予定です。

各施設におかれましても、積極的な呼びかけ・参加を進めていただきますようお願いいたします。

「オレンジリボン運動」「市民集会・パレード」詳細は、下記ホームページに掲載されています。

<http://www.orangeribbon.jp/index.php>  
(オレンジリボン運動公式サイト)

## 3. 「全国児童養護施設基礎調査」へのご協力をお願いします

全養協では、各児童養護施設に「全国児童養護施設基礎調査」をお願いしております。11月末日が締め切りとなりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

## 4. 「子どもと向き合うスキルアップ講座 ～ よりよいスーパービジョンをめざして ～」

### 「全国児童養護施設中堅職員研修会」を開催(1月30日～2月1日)

全養協では、別添「開催要綱」により、平成19年度全国児童養護施設中堅職員研修会」を開催いたします。

本研修会では、全養協の2つの特別委員会(「制度のあり方」「養育のあり方」)の中間まとめをふまえ、児童養護施設の中堅職員を対象に、日々の支援・援助実践を振り返りながら、中堅職員に求められる支援・援助の理念と技術を学び、子どもの視点に立った支援・援助の展開と、新たな子ども養育論の実践的構築をはかることを目的に開催します。

今回の研修では、スーパービジョンの実際を学びます。コーディネーターとして児童養護施設の現職職員を迎え、より実践的なプログラムで、児童養護施設の中堅職員がどのような役割を意識し、日々の実践につなげていくべきかを、具体的かつ体験的に学ぶことができます。

なお、全養協ホームページにも研修会開催要綱・申込書を掲載しています。

## 5. 「第 61 回全国児童養護施設長研究協議会」で公表した関係資料を 全養協ホームページに掲載しました

10 月に北海道・函館市で開催された「第 61 回全国児童養護施設長研究協議会」(大会)では、この間の全養協の取り組み成果を報告書等にまとめ、参加者に配布しましたが、下記資料について、全養協ホームページに掲載しました。

「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」「集計結果」「制度のあり方」「養育のあり方」特別委員会「中間まとめ」(案)に寄せられた意見

なお、大会最終日に採択された「アピール文」もあわせて掲載しています。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

## 6. 「つたわるよ めとめをあわせて はなしたら」 ～ 平成 20 年度「児童福祉週間」標語が決まる ～

毎年 5 月 5 日の「こどもの日」から 1 週間は、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業・行事を全国的に推進する「児童福祉週間」です。

来年度の児童福祉週間については、次世代を担うこどもたちからの発信をテーマに標語を募集し、全国から寄せられた 4,252 作品が寄せられ、主催者である厚生労働省・全国社会福祉協議会・こども未来財団による選考の結果、標記の標語が最優秀作品に決まりました。本標語は、与那嶺暁(よなみねあさひ)さん(沖縄県在住・8 歳)の作品です。

今後、児童福祉週間推進のためのさまざまな活動・ポスター・チラシ等において、積極的な普及がはかれる予定です。

## 7. (株)ジャパンエナジー、全社協に寄付金を寄贈 ～ 寄付金は、今年も「JOMO 奨学助成事業」として活用いたします～

### これまでに 778 名の児童養護施設退所児童に、奨学金を助成

(株)ジャパンエナジー(以下「JOMO」)は、11 月 22 日に東京都内で「第 38 回 JOMO 童話賞授賞式」を行い、童話賞受賞者の表彰を行うとともに、同授賞式において、全国社会福祉協議会に 2,400 万円の寄付金が贈呈されました。

JOMO は、前身の共同石油時代から「児童福祉のために」という意向のもと、JOMO 童話賞入選作品を収録した書籍「童話の花束」の収益金を全社協に寄付いただいています。全社協ではこの寄付金をもとに、児童養護施設・母子生活支援施設の入所児童を対象に「子ども海外体験の旅」を実施し、その後平成 15 年からは、「JOMO 児童養護施設・母子生活支援施設奨学助成」を実施しています。

本奨学金制度により、今まで児童養護施設を退所して進学した児童 778 名、母子生活支援施設を

退所して進学した児童 210 名に奨学金を助成しています。

これまで、子どもたちの自立に向けた継続的支援をすすめた JOMO は、厚生労働大臣から、児童福祉法 60 周年による「児童福祉事業功労団体」の感謝状が贈呈されました。

**今年度の「JOMO 奨学助成事業」は、まもなく各児童養護施設に実施要領を送付**

なお、平成 19 年度の「JOMO 奨学助成事業」については、12 月中に、各児童養護施設あてに「実施要領」を送付いたします。進学を検討されている児童につきまして、ぜひ積極的にご活用ください。

**< 今回の同封資料 >**

- (1) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 報告書(案)
- (2) 児童養護施設中堅職員研修会(添書/開催要綱/申込書)